

大阪市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による令和8年1月26日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月30日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小 笹 正 博

1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数	45,309
---------	--------

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	383,182
---	---------

6分の1の数	377,575
--------	---------

2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の3分の1の数

北 区 39,577	天王寺区 21,840	城 東 区 47,015
------------	-------------	--------------

都島区	29, 787	浪速区	20, 207	鶴見区	30, 414
福島区	22, 936	西淀川区	26, 808	阿倍野区	30, 318
此花区	17, 558	淀川区	52, 012	住之江区	32, 289
中央区	31, 576	東淀川区	48, 363	住吉区	42, 260
西 区	30, 314	東成区	23, 251	東住吉区	36, 843
港 区	22, 111	生野区	28, 404	平野区	51, 418
大正区	17, 295	旭 区	25, 630	西成区	26, 933

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(令和8年1月30日掲示済)